



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年3月16日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	都市計画道路世田谷町田線道路整備事業 （片平・上麻生工区）
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢～上麻生六丁目
	指定開発行為の目的	車線の増設
	指定開発行為の内容	計画区間：起点 川崎市麻生区古沢（麻生警察署前交差点） 終点 川崎市上麻生字白根（東京都界） 延長：約2,070m 計画幅員：20m 車線数：4車線（片側2車線）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年度 完了予定：平成29年度
	環境影響評価の手続経過	平成23年6月10日：条例環境影響評価準備書公告 平成23年9月21日：条例見解書公告 平成24年1月19日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年3月16日（金）から 平成24年4月16日（月）まで 時間：午前8時30分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで（川崎市のみ4月2日から） （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは土曜日、日曜日を含め午前8時30分から午後10時まで閲覧を行います。） 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び環境資源部環境保全課（境川クリーンセンター）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156